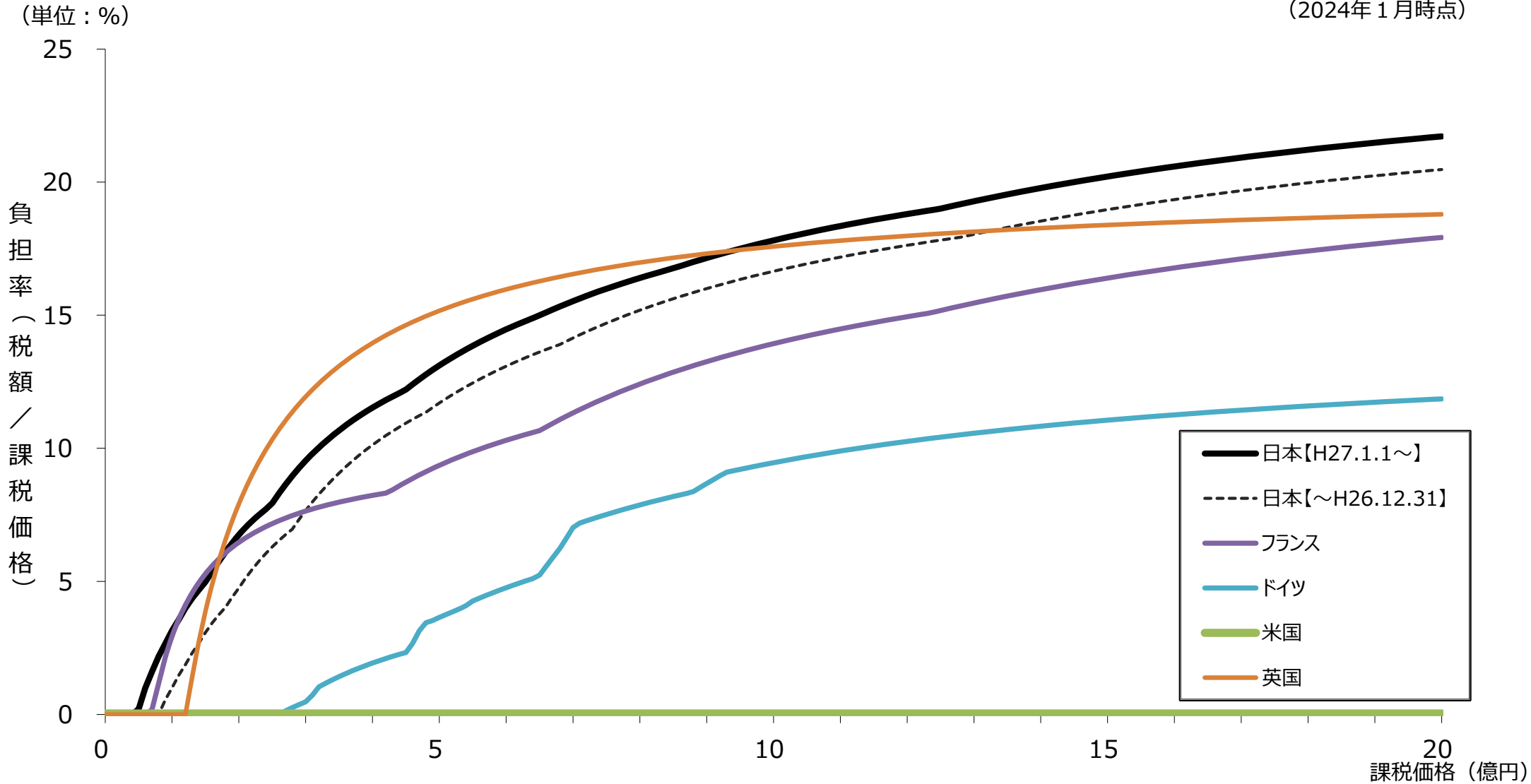


主要国における相続税負担率の比較（配偶者+子2人）

(2024年1月時点)



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

(注2) 英国では、相続財産に家やその持ち分が含まれ、それを直系卑属が相続する場合には基礎控除額が17.5万ポンド（3,255万円）加算される（相続財産総額が200万ポンド（3.72億円）を超える場合、逓減・消失）が、本資料ではこれは加味していない。

(注3) フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。

(注4) ドイツでは、生存配偶者は自らの法定相続分（相続財産総額の4分の1）に加えて、相続財産総額の4分の1に対する請求権を持ち、当該請求権に基づく相続分は非課税となる。

(注5) 米国は、課税価格が約2,720万ドル（約40.8億円）までは負担率が0%である。2018年から2025年までの時限措置として、基礎控除額が500万ドル（7.5億円）から1,000万ドル（15億円）に拡大された（ただし、毎年インフレ調整による改訂が行われる）。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=150円、1ポンド=186円、1ユーロ=162円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。